

第六次地域管理経営計画書

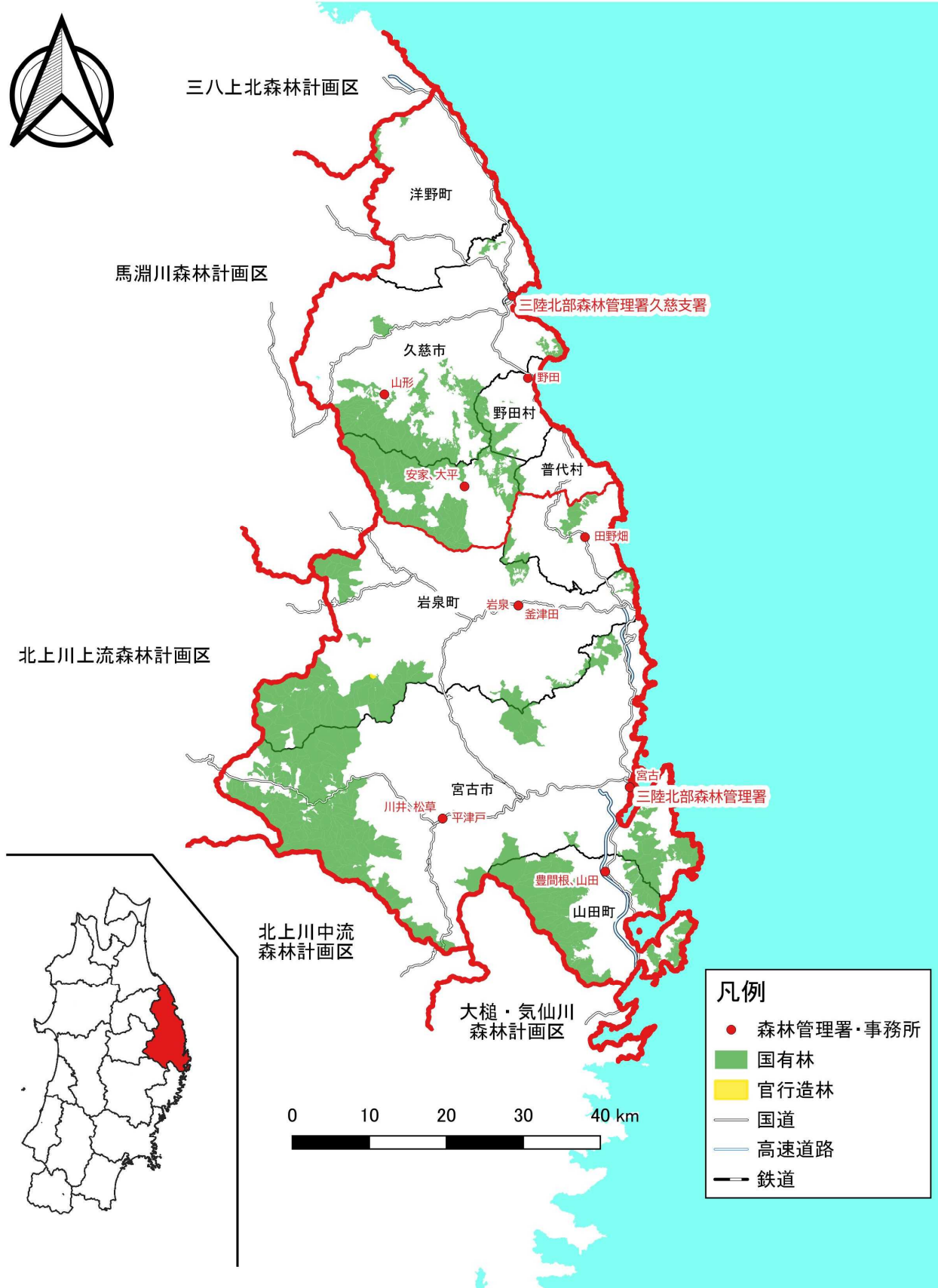
(久慈・閉伊川森林計画区)

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和9年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする久慈・閉伊川森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

久慈・閉伊川森林計画区の位置図



目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
① 森林計画区の概況	2
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	
イ 主要事業の実績	
（ア）伐採量	
（イ）更新量	
（ウ）保育量	
（エ）林道の開設及び改良	
（オ）保護林・緑の回廊	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	
イ 森林生態系の生産力の維持	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	
エ 土壌及び水資源の保全と維持	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
④ 政策課題への対応	8
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	8
① 機能類型ごとの管理経営の方向	8
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	
（ア）土砂流出・崩壊防備エリア	
（イ）気象害防備エリア	
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項	
オ 水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養 ^{かん} タイプに関する事項	
② 地区ごとの管理経営の方向	11
ア 岩泉町安家、久慈市山根・山形地区（久慈1～14、100～172、200、201 林班）	
イ 久慈沿岸地区（久慈94～99、179～196 林班）	
ウ 大川地区（三陸北部501～548、593、594 林班）	
エ 早坂 ^{はやさか} 高原地区（三陸北部549、550、553～560 林班）	
オ 田野畑地区（三陸北部563～567、569～575、578、579、595、596 林班）	
カ 田老地区（三陸北部580～587、591、592 林班）	

キ	松草地区（三陸北部 206～209、329～389、391～414 林班）	
ク	江繫・門馬地区（三陸北部 180～196、198～204、301～328、420 林班）	
ケ	小国地区（三陸北部 175～179 林班）	
コ	豊間根地区（三陸北部 36～40、42～48、50～67、69～74、79、80 林班）	
サ	亀ヶ森地区（三陸北部 75～78 林班）	
シ	宮古沿岸地区（三陸北部 1～31 林班）	
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	----- 16
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	----- 16
②	林業事業体の育成	----- 16
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	----- 16
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	- 16
(4)	主要事業の実施に関する事項	----- 17
①	伐採総量	----- 17
②	更新総量	----- 17
③	保育総量	----- 17
④	林道の開設及び改良の総量	----- 17
(5)	その他必要な事項	----- 18
①	地球温暖化防止対策の推進	----- 18
②	生物多様性の保全	----- 18
③	地域の安全・安心を確保する治山対策の推進	----- 18

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1)	巡視に関する事項	----- 18
①	山火事防止等の森林保全巡視	----- 18
②	境界の保全管理	----- 19
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	----- 19
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	----- 19
①	保護林	----- 19
②	緑の回廊	----- 19
(4)	その他必要な事項	----- 19
①	野生鳥獣との共生及び被害対策	----- 19
②	希少な野生生物の保護	----- 20
③	その他	----- 20

3 林産物の供給に関する事項

(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	----- 20
(2)	その他必要な事項	----- 21
①	木材利用の推進	----- 21
②	きのこ原木等の安定供給に向けた取組	----- 21

4 国有林野の活用に関する事項

(1)	国有林野の活用の推進方針	----- 21
-----	--------------	----------

(2) 国有林野の活用の具体的手法	21
(3) その他必要な事項	21

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	21
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	22

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項	22
(2) 分収林に関する事項	23
(3) その他必要な事項	23
① 森林環境教育への取組	23
② 地域住民や関係機関と連携した取組	23
③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	23

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	23
(2) 地域の振興に関する事項	24
① 地域性を活かした産業振興等への寄与	24
② 蜂蜜採取への配慮	24
(3) その他必要な事項	24
① 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	24
② 花粉発生源対策	24

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かんよう}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど多様化してきている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林経営管理制度が平成31年度から導入されるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところである。我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、東北森林管理局は、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

具体的には、間伐の適切な実施や針広混交林化、モザイク状に配置された森林への誘導等の多様な森林整備を積極的に推進する中で、伐採と造林を一体的に行う一貫作業システムの導入等の森林施業の低コスト化を進めるとともに、森林総合監理士等の人材を活かして、民有林への実践的な技術の普及等を図る。あわせて、国有林材を活用し、木材需要の拡大・創出につながる安定供給体制が構築されるよう、地域での需給動向の把握や事業量の公表等を図りつつ、国有林材の安定供給システム販売等による木材の計画的・安定的な供給に取り組む。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の久慈・閉伊川森林計画区^{へいがわ}における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、久慈・閉伊川森林計画区^{へいがわ}における国有林野の管理経営は、本計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、岩手県の北東部に位置し、北側は三八上北森林計画区、南側は大槌・気仙川森林計画区及び北上川中流森林計画区、西側は馬淵川上流森林計画区及び北上川上流森林計画区に接し、東側は太平洋に臨む、宮古市をはじめとする2市3町3村にまたがる国有林野93,626haである。

本森林計画区は、西部には、北上山地の最高峰である早池峰山(1,917m)をはじめ、御大堂山(1,196m)、三巢子岳(1,181m)、安家森(1,239m)、平庭岳(1,060m)などの山岳が連なっている。

東部の太平洋岸は、宮古市を境として南側は沈水海岸となっており、リアス式海岸を形成するのに対し、北側は隆起海岸となっており海岸段丘が発達している。

主要河川は、西部の山岳地帯を源流とし、東に流れて太平洋に注ぐ久慈川、安家川、普代川、小本川、田老川、閉伊川、津軽石川等がある。

林況は、林地面積の56%がブナ、ナラ類、アカマツ等の天然林、44%がカラマツ、アカマツ、スギ等の人工林である。

本森林計画区の国有林野面積の83%が保安林に指定されており、水源の涵養や土砂流出防備などに重要な役割を果たしている。また、沿岸部の一部は魚つき保安林に指定されており、水産資源の保全に重要な役割を果たしている。

本森林計画区は、原生的な天然林等の優れた自然環境を維持・保全するため、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」が設定されている。また、「三陸復興国立公園」、「早池峰国立公園」、「久慈平庭県立自然公園」及び「外山早坂高原県立自然公園」等に指定されている。これらの地域は、優れた景観を有し、登山、渓谷の散策、キャンプ場等の森林レクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

林業・木材産業については、豊かな森林資源を利用して、集成材工場、合板工場等の木材加工業が発達しているほか、きのこや木炭等の特産物の生産が盛んであり、地域の重要な産業となっている。

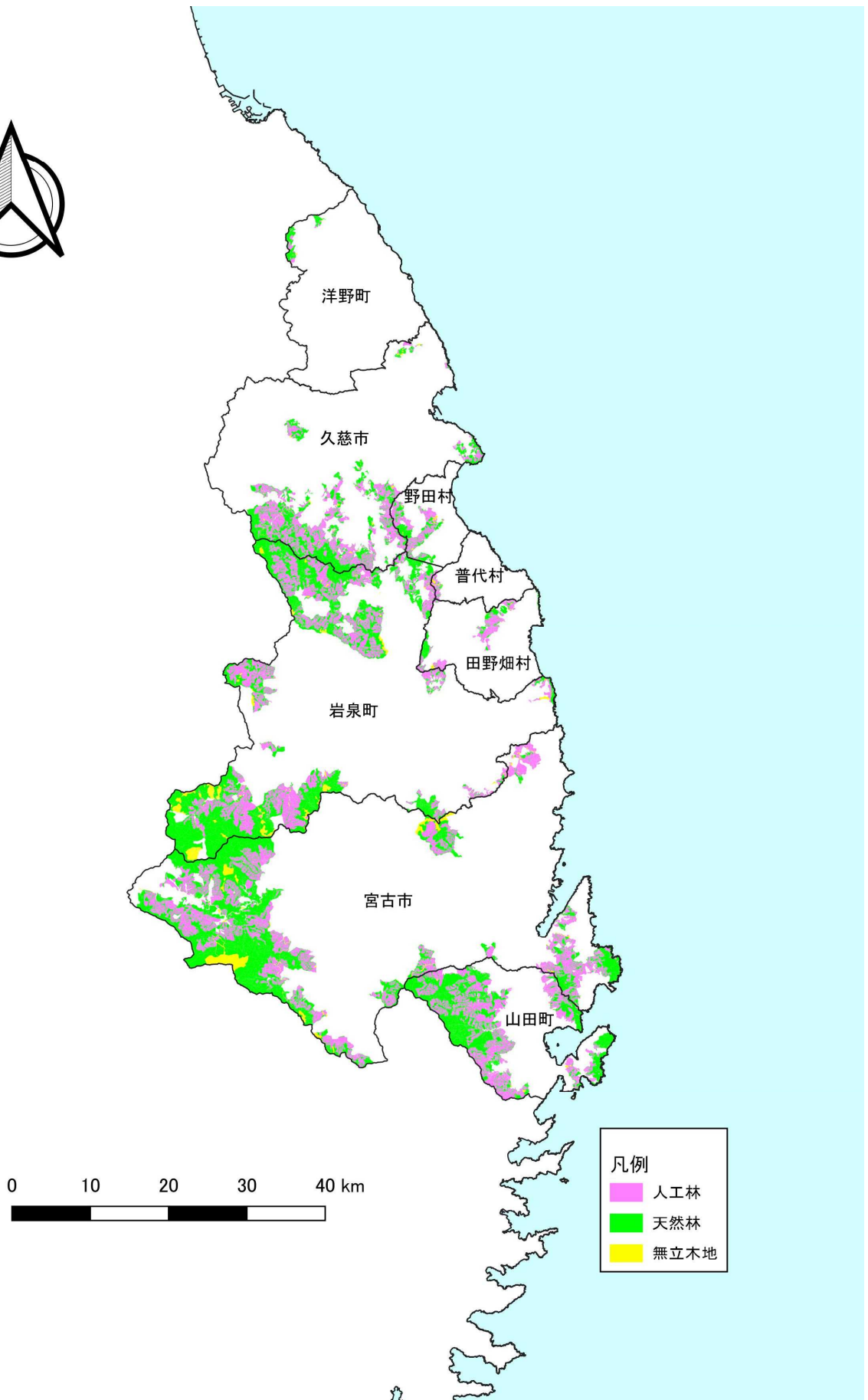
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

本森林計画区の森林の現況（令和3年3月時点）は、人工林を中心とする育成林が40,906ha（育成単層林39,489ha、育成複層林1,418ha）、天然生林が47,255haとなっており、主な樹種としては、針葉樹ではアカマツ3,791千㎡、カラマツ3,183千㎡、スギ817千㎡、広葉樹ではブナ1,414千㎡、ナラ類1,422千㎡となっている。

特に、アカマツは蓄積が最も多く、古くより南部アカマツとして地域を代表する樹種となっている。

人工林についてみると、齢級構成は11齢級をピークとした一山型であり、10齢級以上が6割以上と主伐期に達している林分が増加している。



图一 市町村别人工林、天然林別森林分布图

イ 主要事業の実績

第五次計画（平成 29 年度～令和 3 年度）における本森林計画区での計画に対する実績は以下のとおりである。

(ア) 伐採量

主伐の伐採量については、分収林の伐期延長等による実施箇所減少により、計画を下回る実績となった。

間伐の伐採量については、豪雨による林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の災害等により実行を見合わせたことに伴い、計画を下回る実績となった。

(単位：材積 千m³)

	計 画			実 績		
	主 伐	間 伐	臨時伐採量	主 伐	間 伐	臨時伐採量
伐採量	235	673 (12, 256ha)	36	119	458 (5, 386ha)	80

注 1) () は間伐面積である。

注 2) 実績の数値については、平成 29 年度～令和 2 年度（前 4 年間）は実績数値、令和 3 年度分（最終年度）は見込み数値である。

注 3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木等である。

(イ) 更新量

人工造林については、分収林の伐期延長等による主伐箇所減少や、計画期間の後期に実施した主伐箇所の更新が今期計画に持ち越しとなったこと等により、計画を下回る実績となった。

天然更新については、薪炭共用林野における伐採の取りやめ等により、計画を下回る実績となった。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	590	305	379	102

注) 実績の数値については、平成 29 年度～令和 2 年度（前 4 年間）は実績数値、令和 3 年度分（最終年度）は見込み数値である。

(ウ) 保育量

下刈については、現地の実態に即した効率的な作業の実施による下刈回数の削減等により、計画を下回る実績となった。

つる切り・除伐については、現地状況を改めて精査して実施した結果、計画を上回る実績となった。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	下 刈	つる切・除伐	下 刈	つる切・除伐
保育量	1,931	231	947	312

注1) 実績の数値については、平成29年度～令和2年度(前4年間)は実績数値、令和3年度分(最終年度)は見込み数値である。

注2) つる切・除伐の実績には、除伐Ⅱ類を含まない。

(エ) 林道の開設及び改良

林道の開設については、豪雨等による被災箇所の改良を優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、当初計画はなかったが、自然災害への対応等で実施した。

区 分		計 画	実 績
開 設	路線数	25	7
	延長 (m)	39,700	8,180
改 良	路線数	—	10
	延長 (m)	—	1,294

注) 実績の数値については、平成29年度～令和2年度(前4年間)は実績数値、令和3年度分(最終年度)は見込み数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林については、平成28年度に森林生態系や個体群の持続性に着目し、分かりやすく効果的な区分を導入して「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」の3区分への再編及び名称の変更を行った。

緑の回廊については、道路用地敷として所管換したことによる面積の減少があった。

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
保護林	10	4,266	10	4,266

	前計画期首		前計画期末	
	延長 (km)	面積 (ha)	延長 (km)	面積 (ha)
緑の回廊	71	14,875	71	14,875

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

なお、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本森林計画区内の国有林野について、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、造林、保育、伐採等の施業を行う場合も適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林及び緑の回廊の保全・管理
- ・保護林及び緑の回廊におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期や施業方法の配慮
- ・溪畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮した施業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の施業を適切に実施するとともに、主伐期に達した森林において適切な施業による木材の生産と確実な更新を行い、もって公益的機能の発揮と両立した森林生態系の生産力の維持を図る。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・間伐等の森林整備の推進や、主伐及びその後の適確な更新
- ・コンテナ苗や大苗の導入等による低コスト造林に向けた取組
- ・効率的な森林施業等を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害及び野生鳥獣による被害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視の実施

- ・松くい虫、ナラ枯れ被害等森林病虫害の監視強化及び必要に応じた防除対策の実施
- ・ニホンジカに対する監視体制の強化及び必要に応じた防除対策の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食から森林を守るとともに、水源の涵養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や、尾根筋や溪流沿い等での森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・尾根筋や溪流沿い等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の適確な更新の確保
- ・下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・多様な根系の形成を促す複層林施業等の多様な森林づくりの推進

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を適切に実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を実施する。また、木材の二酸化炭素貯蔵機能や、化石燃料代替機能等を発揮させるため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・主伐及びその後の適確な更新の推進
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・計画的な木材生産

カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・森林づくり活動のフィールドとして「ふれあいの森」や「遊々の森」等の国有林野を国民に提供
- ・レクリエーションの森の利用促進
- ・木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野の関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用を行う。また、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営

- ・地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会の開催による意見聴取
- ・国有林モニター制度の活用による、国有林野事業に関する意見聴取
- ・広報誌やホームページの充実による情報発信
- ・森林現況の着実な把握

※「モンリオール・プロセス」とは、1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加しており、2007年（平成19年）1月より、我が国が事務局となっている。

④ 政策課題への対応

本森林計画区では、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえ、

- ・森林の公益的機能の発揮に向けた森林吸収源対策、生物多様性の保全、地域の安全・安心を確保する治山対策
- ・地域の林業・木材産業への貢献に向けた木材の安定供給、民国連携した森林整備
- ・「国民の森林」としての国有林野の活用に向けた国民参加の森林づくり等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、本森林計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における機能類型と公益的機能別施業森林の対応は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材については、有効利用を図るとともに、各機能の発揮に支障を及ぼさない範囲での齢級構成の偏りの改善や地域のニーズに応じた主伐を計画的に行い、木材の安定的な供給に寄与するよう努める。

なお、機能類型ごとの具体的な管理経営については、別冊「管理経営の指針」に基づき行う。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林 <small>（立地条件により除外する場合もある）</small>	山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能維持増進森林
自然維持タイプ			保健機能維持増進森林	山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林
森林空間利用タイプ			保健機能維持増進森林	山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。
具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

樹高が高く下枝が密に着生しているなど、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理に努める。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

② 地区ごとの管理経営の方向

本森林計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 岩泉町安家、久慈市山根・山形地区（久慈1～14、100～172、200、201 林班）

当地区は北上高地に位置し、ブナやナラ類を主とする天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

地形は比較的安定しているものの、沢沿いの一部には崩壊地があるとともに地域の農業用水等の重要な水源となっていることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、平庭岳周辺は、優れた景観を有することから、「久慈平庭県立自然公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 久慈沿岸地区（久慈94～99、179～196 林班）

当地区は太平洋に面したアカマツ人工林とナラ類等の広葉樹天然林を主体とした海岸林となっている。

海岸線は優れた景観を有することから「三陸復興国立公園」に指定されているほか、侍浜の丘陵地帯は優れた形質を持つアカマツが存在していることから「侍浜松希少個体群保護林」に設定しており、生物多様性保全機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、当地区は下流域の農業用水等の重要な水源であるため、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているほか、沿岸部では、断崖で風雨及び波による浸食が進行し、山腹崩壊及び土砂流出等が見られる箇所が多く、土砂崩壊防備保安林に指定し崩落防止対策等を講じているところである。このため、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 大川地区（三陸北部501～548、593、594 林班）

当地区は、岩泉町の南西部、大川の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。

大川流域は、岩泉町の農業用水等の重要な水源であることから、水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、ハクサンシャクナゲ、ミズバショウが群生し、湿原特有の景観をなす「櫃取湿原希少個体群保護林」及びその周辺一帯は、生物多様性保全機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 早坂高原地区（三陸北部549、550、553～560 林班）

当地区は、岩泉町の北西部に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林から

なっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。また、一部エリアについては山地災害防止機能／土壤保全機能「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

明神頭、笹森の峰周辺は「外山早坂高原県立自然公園」に隣接していることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 田野畑地区（三陸北部 563～567、569～575、578、579、595、596 林班）

当地区は、田野畑村の海岸部から内陸部にかけて広がっており、ブナ、アカマツ等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、内陸部が集落や農地に隣接するなど農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

海岸部は、優れた景観を有することから、「三陸復興国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。そのうち須久洞沢沿いは農地等に隣接することから、山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、「山地災害防止タイプ」としても区分して管理経営を行う。

カ 田老地区（三陸北部 580～587、591、592 林班）

当地区は、宮古市田老町の北西部に当たる摂待川の中流部から上流部に位置し、ブナ、アカマツ等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、摂待川沿いに集落及び農地が隣接しており、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

上流部においては、生物多様性保全機能を発揮させるため「自然維持タイプ」、下流の狭さく部においては、山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 松草地区（三陸北部 206～209、329～389、391～414 林班）

当地区は、北上高地の山岳で閉伊川をはさんで南北に広がっており、ブナを主とする天然林及びカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

山岳部は、ブナを主とする原生的な天然林が存在することから、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」に設定されている。また、「早池峰国定公園」、「早池峰自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

閉伊川沿い等及び山地部には土砂流出や崩壊防備を必要とする急峻な山地があることか

ら、山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク 江繫・門馬地区（三陸北部 180～196、198～204、301～328、420 林班）

当地区は、北上高地の早池峰山麓に広がっており、アオモリトドマツ、コメツガ、ヒバ等の天然林及びスギ、カラマツの人工林からなっている。

下流域の農業用水等の重要な水源であり、閉伊川沿い及び支流の地形は急峻で崩壊しやすいことから、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林又は土砂崩壊防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、早池峰山周辺は、ブナを主とする原生的な天然林が存在することから、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」に設定されている。また、「早池峰国定公園」、「早池峰自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ケ 小国地区（三陸北部 175～179 林班）

当地区は、宮古市の南西側に位置する北上高地に位置し、ブナを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

尻石沢上流部は、山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

コ 豊間根地区（三陸北部 36～40、42～48、50～67、69～74、79、80 林班）

当地区は、山田町及び宮古市の西部内陸地域に位置し、ブナを主とする天然林及びアカマツ人工林からなっている。

当地区は、豊間根川や荒川等の下流域に集落や農耕地が広がっており、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

サ 亀ヶ森地区（三陸北部 75～78 林班）

当地区は、田老川の源流部に位置し、ブナ、ナラ類等の天然林及びアカマツやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、宮古市田老町の農業用水等の重要な水源であることから、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

シ 宮古沿岸地区（三陸北部 1～31 林班）

当地区は、宮古市及び山田町の重茂、船越半島に広がっており、主にアカマツ人工林からなっている。

下流域に集落や農耕地が広がっており、農業用水等の重要な水源であるほか、急峻な

地形であることから、大部分が水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

海岸部は、優れた景観を有し、全国的にも有名な観光地であることから、「三陸復興国立公園」に指定されている。また、重茂半島の中心部に位置する十二神山周辺は、ブナを主とする天然広葉樹林で美しい景観を有することから、「レクリエーションの森（十二神自然環境教育林）」に設定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

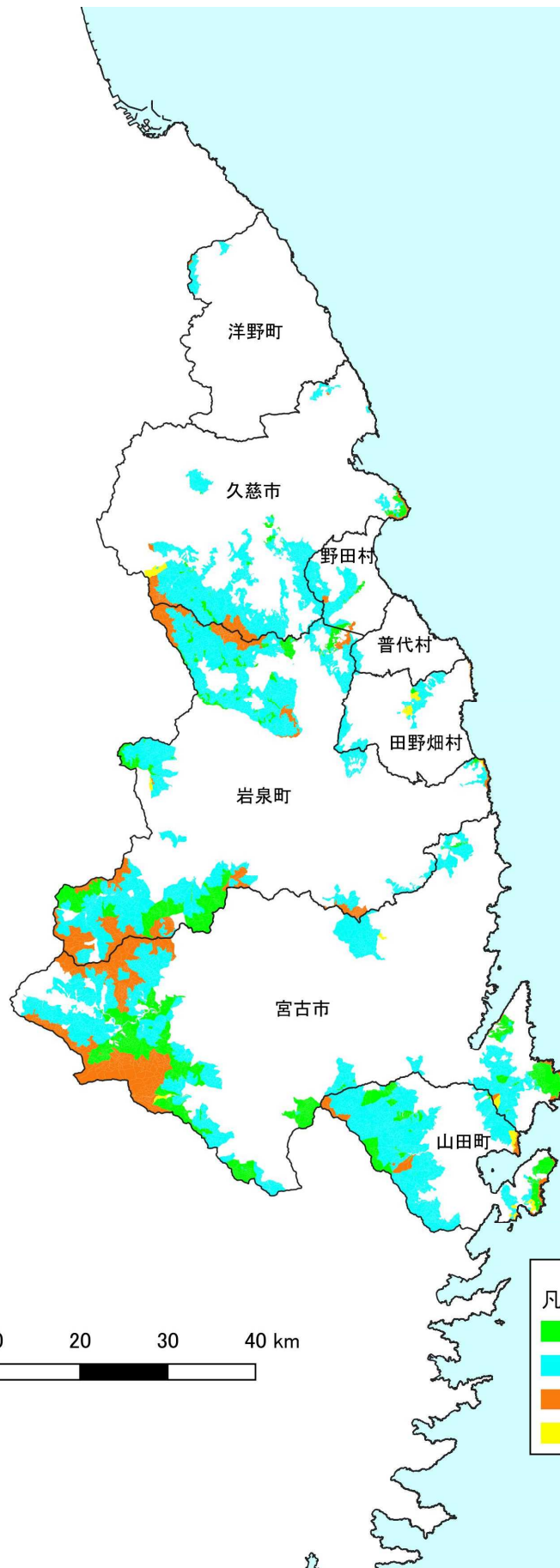


図-2 国有林の機能別森林分布図

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、地域の森林・林業の再生、林業の成長産業化に貢献していくため、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、久慈地方林業振興協議会等の場において、地域における課題やニーズの把握に努める。また、森林経営管理制度が導入されたことも踏まえて、県、市町村、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

具体的には、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

一貫作業システムやコンテナ苗の活用等による低コスト造林技術、下刈省力化等の低コスト育林技術、ICT（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な木材生産手法の実証に積極的に取り組む。特に、林業事業体等と連携した工程管理の分析・改善を積極的に進める。

さらに、これらについて現地検討会を開催するなどして民有林への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的・安定的な事業の発注に努めることにより、林業事業体の安定的な雇用の確保に資するとともに、労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組む。あわせて、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

隣接する民有林との連携により双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との連携を図り、合理的な路網整備に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

各種研修等を活用しつつ専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を育成する。森林経営管理制度の導入を踏まえ、県の森林総合監理士等と連携して、市町村森林整備計画の策定など市町村の森林・林業行政への技術的支援に積極的に取り組む。

いわて林業アカデミーや試験研究機関等に対し、実習用又は調査用フィールドとして提供するとともに、現地研修会や意見交換会等を通じて、民有林との連携強化に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

主伐については、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定し、複層林や針広混交林への誘導など、多様な森林整備を推進するとともに確実な更新を進め、公益的機能の向上を図る。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策として進めるとともに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着に努める。

更新については、低コスト化を図るため、伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム」や、コンテナ苗の活用等に努める。

保育については、画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即して箇所ごとに必要性を判断し、実施回数の低減など保育経費の低コスト化を図る。

林道及び森林作業道については、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を図る。

本計画期間における各事業の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量 (単位：m³)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
計	281,700	697,700 (12,216ha)	40,000	1,019,400

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	423	341	764

注) 四捨五入のため、計が一致しないものがある。

③ 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切・除伐	計
計	1,058	358	1,417

注) 四捨五入のため、計が一致しないものがある。

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
計	16	24,573	16	8,382

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

上記 1(1)③オに記載のほか、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、治山ダムに使用する型枠に木材を利用した残存型枠や、針葉樹型枠用合板を積極的に利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を採用するなど木材を積極的に利用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を採用するなど木材を積極的に利用する。

② 生物多様性の保全

原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林について、引き続き、適切な保全管理を行うとともに、溪流沿いや尾根筋等、それ以外の森林においても、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

また、溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

③ 地域の安全・安心を確保する治山対策の推進

人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所については、計画的に治山事業を実施するとともに、集中豪雨等で被災した箇所については、早期に復旧を行う。また、山地崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを踏まえ、流木対策を推進するとともに、国土保全等の推進に当たっては、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業実施、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携に取り組む。

また、治山事業による国土保全の取組について地域住民へ情報提供する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本森林計画区の沿岸部では春季にしばしばフェーン現象が生じ、林野火災の発生しやすい気象状況となることから、日常の森林保全巡視を着実に実施することにより、重点的に山火事の防止に努める。また、廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫害及び鳥獣被害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。

また、保全管理の実施に当たっては、地域住民、県、市町村、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めるとともに、風水害による山地崩壊、倒木、林道等施設の災害の未然防止、あるいは早期発見に努める。

特に、路網の整備に伴い、廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるので、不法投棄の未然防止のため、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、随時巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権原が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行う。

このうち、ナラ枯れ被害については、本森林計画区では平成28年8月に被害が確認されたことから、関係機関と連携の上、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

松くい虫被害については、被害は見受けられないものの、早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図る。また、本地域はマツタケの産地であることから、防除対策の実施に当たっては関係者とも調整を図る。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

本森林計画区においては、早池峰山^{はやちね}とその南に対峙する薬師岳を中心とする一帯の「早池峰山^{ちね}周辺森林生態系保護地域」をはじめとして、10箇所^{はや}の保護林を設定しており、モニタリング調査等を実施するとともにその結果に基づき、適切な保全・管理を図る。

また、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルール^{はや}の確立や標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

② 緑の回廊

「北上高地緑の回廊」は、北上高地の分水嶺沿いに、「早池峰山^{はやちね}周辺森林生態系保護地域」を核として、北は久慈市平庭岳から南は大船渡市の毛無森山^{けなしもりやま}まで、約2kmの幅で約150kmにわたって設定しており、このうち本森林計画区には延長約71kmが含まれている。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生生物の生育・生息環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努める。

(4) その他必要な事項

① 野生鳥獣との共生及び被害対策

野生鳥獣との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生鳥獣の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮する。

野生鳥獣による被害対策については、関係省庁、県、市町村等と情報を共有しつつ、日

常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

特に、近年その分布が拡大しているニホンジカについては、さらなる分布拡大と被害発生を防止するため監視を強化し、分布情報や被害状況の適確な把握に努める。具体的には、職員のみならず、国有林野で作業を行う事業者や入林者からの情報によるチェックシートを活用したニホンジカの分布状況調査等に継続して取り組む。また、県、市町村等と情報を共有し、必要に応じて連携した被害対策を講じる。

さらに、「早池峰山^{はやちね}周辺森林生態系保護地域」においてニホンジカによる森林被害が確認されていることから、ニホンジカの生息・被害状況等を把握し、この調査結果を県、市、関係団体と共有するとともに、林道の除雪等による県、市、関係団体と連携した防除対策を講じる。

② 希少な野生生物の保護

希少な野生生物については、生育・生息地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつその保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の希少な鳥類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の意見を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

③ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本森林計画区においては、アカマツ、カラマツ等の人工林資源が本格的な利用期を迎えている。このような状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。

主伐材の供給については、新たな需要開拓やニーズに応じた効果的な供給に努める。

また、間伐材の利用促進に当たっては、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「安定供給システム販売」を推進する。

あわせて、小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、需要者等への供給に努める。

特に、地域を代表する樹種であるアカマツについては、県等が需要拡大に取り組んでいるところであり、県、市町村、森林組合、林業事業者等と連携し、持続的かつ計画的な供給に努める。

なお、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ適確な把握に取り組み、全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。

(2) その他必要な事項

① 木材利用の推進

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設を新築する場合は、木造化・木質化を積極的に推進するなど、率先して木材の利用に努める。

また、県、市町村等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

② きのこと原木等の安定供給に向けた取組

東日本大震災による原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響により、安全なききこの原木等が不足している状況の中、安全なききこの原木の供給が可能な林分の把握及び供給可能者と供給希望者のマッチング支援を担うコーディネーターへの情報提供に努めるほか、菌床栽培用のおが粉原木の供給に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、本森林計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や地域住民の福祉の向上に資するよう努める。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。また、公用・公共用・公益事業のための活用に資するため、県、市町村等との情報交換を密にするとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、ホームページ等を活用し、情報の提供に努める。

特に、「^{じゅうにしん}十二神自然観察教育林」については、引き続き森林レクリエーションの場として利用促進を図るとともに、森林ボランティアによる森林パトロール、森林環境美化活動等を推進する。

(3) その他必要な事項

特になし。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の

有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、民有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林づくり制度について、ボランティア団体等が行う森林づくり活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、県、市町村、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努める。

また、国有林野を活用した体験活動等を実施する「遊々の森」においては、引き続きフィールドを提供するとともに、森林、林業等に関する情報を提供する。

その他、NPO等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努める。

遊々の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
やまがたむら ぐれっと 遊々の森 (久慈市)	134.82	豊口国有林、平庭山国有林 (121 ろ 3 内、122 い 4 内、ろ 6 内、は 9 内、り 1、る 1 内、わ内、123 い内、124 い、ろ 1 内、ろ 2、ろ 3、125 い 4 内、は 1 内、ほ 2 内、ほ 5 内、161 へ 4、162 ろ 1、は 1、201 ロ内、ハ、ニ内)
木の博物館分館 7 号 「景観の森」 (宮古市)	191.06	南平津戸国有林、興部沢国有林 (301 い 1、ろ 2、ろ 3、ろ 4、に 1、に 2、ほ 1、ほ 2、へ、302 へ 3、370 い内、ろ、は、イ 1)
木の博物館分館 11 号 「蜜源の森」 (宮古市)	20.42	北平津戸国有林 (382 い 2、ろ 2、に、ほ、る 7)
木の博物館分館 9 号 「大樹の森」 (宮古市)	14.50	早池峰山国有林 (192 に 2)
未来へ繋ぐ～田野畑・希望 の森～ (田野畑村)	1.02	明戸国有林 (572 わ)

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。また、木材の安定確保等を目的として、分収造林制度の活用を積極的に推進する。

さらに、そのほかの企業や団体等に対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森林」）を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育への取組

学校、県、市町村、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者など、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には、「遊々の森」等の活用、森林教室等の体験活動、森林環境教育に適したフィールドの情報提供、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等の取組を積極的に行う。

その際、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組にも努める。

② 地域住民や関係機関と連携した取組

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

ホームページ等の各種メディアの活用等により、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、学生インターンシップ受入れ、現場研修会へのフィールド提供等を行う。

また、国有林モニター制度の活用等により、国有林野事業の活動全般等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の適確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野を高性能林業機械の研修や、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

具体的には、低コスト造林技術の開発・実証のため設定した低密度植栽試験地や早生広葉樹植栽試験地において、植栽木の生育調査、施業方法の実証等を行い、低コスト造林技術を

確立するとともに、民有林への技術の普及に努める。

また、効率的な事業の実施に向け、無人航空機などの先端技術の活用に積極的に取り組む。

(2) 地域の振興に関する事項

① 地域性を活かした産業振興等への寄与

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

また、地域の要請にきめ細かく対応することとし、地域振興等に資する国有林野の貸付や売払いに努める。

なお、本森林計画区では、豊かな自然環境が地域の重要な資源となっていることを踏まえ、地域性を活かした産業の振興のための国有林野の活用や景観に配慮した施業の実施等について、地域の要望への積極的な対応に努める。

具体的には、本森林計画区内の沿岸地帯はマツタケ採取業が盛んであり、地域の重要な産業となっていることから、アカマツの伐採に当たっては、地元要望に配慮した施業の実施に努める。

② 蜂蜜採取への配慮

トチノキ、シナノキ等蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。

(3) その他必要な事項

① 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本森林計画区内の国有林野は、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」により定められた「宮古・下閉伊^{しもへい}地域流域ビジョン」及び「久慈^{ひさね}地域流域基本計画」の対象地域であり、水源涵養機能の維持増進、水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切に実施する。

② 花粉発生源対策

花粉発生源対策についての社会的要請に適切に対応するため、国有林におけるスギ等の植栽に際しては、可能な限り花粉症対策苗木の使用に努める。